

# 住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令	}	(イ) 第41条	}
		特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外	
		(a) 新築されたもの	
		(b) 建築後使用されたことのないもの	
		特定認定長期優良住宅	
		(c) 新築されたもの	
		(d) 建築後使用されたことのないもの	
		認定低炭素住宅	
		(e) 新築されたもの	
		(f) 建築後使用されたことのないもの	
(ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)			
(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの			
(b) (a) 以外			

の規定に基づき、下記の家屋〔 年 月 日 { (ハ) 新築 } (ニ) 取得 }〕がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
取得の原因 (移転登記の場合)	(1) 売買 (2) 競売

年 月 日

羽幌町長 印

(注1) { }の中は、該当するものをそれぞれ○印で囲む。

(注2) 取得の原因については、該当するものを○印で囲む。